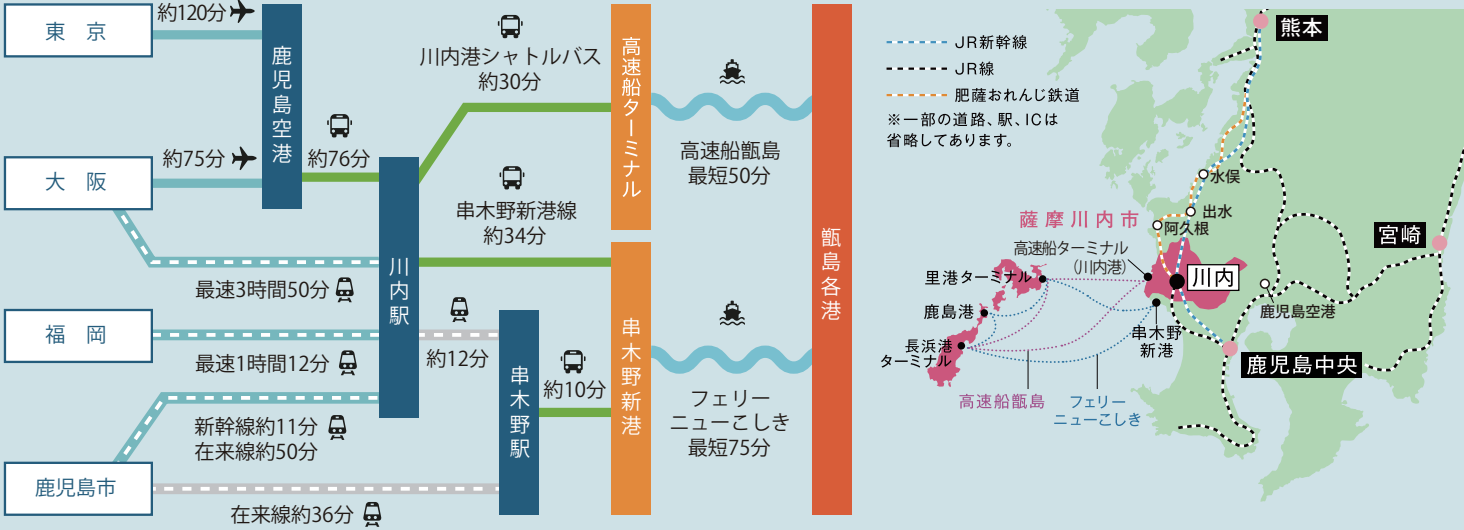


甌島へのアクセス



ご旅行条件[抜粋] ※事前にご確認の上、お申し込みください。

①募集型企画旅行契約

(1)この旅行は株式会社薩摩川内市観光物産協会(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配をし、管理することを引き受けます。
(3)募集型企画旅行契約の内容、条件はこのパンフレット、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)および当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

②お申込み(旅行契約)

(1)当社または当社の委託営業所(以下「当社」といいます)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、おひとり様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(おひとり様)
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%～旅行代金まで
旅行代金が10万円以上15万円未満	30,000円～旅行代金まで
旅行代金が5万円以上10万円未満	20,000円～旅行代金まで
旅行代金が3万円以上5万円未満	10,000円～旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	6,000円～旅行代金まで

また、旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

(2)当社は、電話、郵便・ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、旅行契約は予約の時点では成立してあらず、当社が予約承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込金を受領した時に成立するものとし、この期間内に申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。

③旅行代金とお支払い

(1)旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、パンフレットに記載または別途、当社が案内したお1人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合にはこれを加算し、割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
(2)本項(1)の代金の額は、申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。
(3)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いください。

④旅行代金に含まれるもの

- 日程に表示している送迎、移動バス等の料金
- 日程に表示している観光の料金(バス、ガイド、入場等の料金)
- 日程に表示しているホテル料金
- 日程に表示している食事料金
- 添乗員同行コースの同行費用

⑤旅行代金に含まれないもの

前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
○傷害疾病に関する医療費用等
○自宅から発着駅等集合・解散地点までの交通費、および宿泊費等取扱料金等
○任意の国内旅行保険料
○オプションツアー費用
○運送機関の鍵す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)

⑥確定書面

確定書面(最終日程表)は旅行開始日の前日までににお渡しします(旅行開始日の7日前頃までに交付するように努力いたします)。添乗員が同行しない場合は、旅程管理業務を行う手配業者等の連絡先は確定書面(最終日程表)でお知らせします。

⑦旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

⑧取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
取消受付日とは、当社の営業日・営業時間内にお客様より取消のお申し出を確認した時を基準とします。
(1)当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取り消しの場合も表記取消料をいただきます。
(2)取消料の対象となる旅行代金とは第3項の追加代金を含めた合計額です。
(3)コース又は出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり様)
1) 21日前にあたる日までの解除	無料
2) 20日前にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
3) 7日前にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
4) 旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※オプションツアーは旅行参加後の取り消しはできません。
※取消料は船代・宿泊助成適用前のご旅行代金に対し発生いたします。

⑨旅行の取り消し(旅行契約の解除)

次に挙げる場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。
(1)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(2)旅行代金が期日まで入金のない場合、参加をお断りすることがあります。
(3)申込条件の不適合。
(4)旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
(5)旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑩当社の責任および免責事項

当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。又、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様一名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

⑪ 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物を被った一定の損害について、旅行業務取扱特別補償規程により、一定の補償金および見舞金を支払います。

特別補償は事故による傷害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用できません。該当補償等をご希望の場合は、任意にて旅行傷害保険にご加入ください。

⑫旅程保証

当社は、旅行日程にご旅行条件書23項の重要な変更が行われた場合は、その約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

⑬お客様の責任

(1)当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様は損害を賠償しなければなりません。
(2)旅行者は、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

⑭旅行条件の基準期日

この旅行条件は2022年4月1日現在の運賃・料金を基準としております。

⑮個人情報のお取扱について

お客様より預かりする個人情報のお取扱については、ご旅行条件書巻末の「個人情報のお取扱について」をご参照ください。

⑯その他

(1)お客様のご便宜をはかるためにお土産物のご案内をすることがありますが、お買い物に関しましては、お客様の責任で購入していただきます。
(2)当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
(3)クーポンを送付希望の場合は、送付手数料をいただきます。

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取組に関する責任者です。
この旅行契約に関して、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく取扱管理者にお訊ねください。
添乗員は同行いたしません。
最少催行人数:1名

甌島旅

KOSHIKI ISLAND

2022年
4月～9月

※催行日について詳しくはお問合せください。

鹿児島県最長の橋「甌大橋」や
国の天然記念物の「長目の浜」、
約8,000万年前の地層も見られる
断崖や奇岩の数々。
今話題の甌島を満喫する旅。



お申し込み
お問い合わせ

さつまсенだいで観光局(薩摩川内市観光物産協会内)

【来店・電話】10:00～16:00(日・祝休み)

TEL0996-25-1140

《WEB》<https://satsumasendai.gr.jp/koshiki-sight-seeing/>
〒895-0024 鹿児島県薩摩川内市鳥追町1-1(JR川内駅2階)

WEBの専用フォームからお申し込みいただけます。

こしきしま観光局

検索

この旅行商品は特定有人国境離島地域社会維持
推進交付金を活用しています。



